

平成25年度 八尾市障害児保育審議会 会議録

日時 平成25年8月2日(金)

14:00～16:00

場所 市役所本館605会議室

出席者 委員 堀委員(会長)  
前田委員(副会長)  
安藤委員  
鶴委員  
玉田委員  
白石委員  
松田委員  
山下委員  
當座委員  
岡部委員

事務局(幹事) 木下こども未来部参事  
畑野保育課保育所入所係長  
角谷保育課保育所運営係長

事務局より、開会の挨拶

こども未来部長挨拶

事務局より各委員、事務局担当者の紹介

委嘱状については、机上に配付している旨説明  
公開傍聴人の報告。傍聴人なし。

事務局より、「八尾市障害児保育協議会」から「八尾市障害児保育審議会」への移行について報告。

会長、副会長選任

事務局より会長及び副会長の選出については、審議会規則第5条に委員の互選により定めるとある旨説明を行い、意見を求め、事務局一任との発言がなされたため、事務局提案による指名の承認を得る。

事務局より、会長に堀委員、副会長に前田委員を推薦、各委員の異議なしの声にて承認いただく。

#### 会長挨拶

審議会の目的に沿って、審議を行い建議し、指導、助言するとなっており、みなさんの活発なご意見をいただき、意義のある活動にしたいと思う。

障がい児のある子どものことを大事にしていけば、他の子どもたち一人一人の保育、福祉の問題につながってくるため、この審議会の役割は非常に重要と考える。

#### 進行を会長へ譲渡

#### 関係機関からの平成24年度実績及び課題等報告

##### ○事務局より乳幼児健康診査等実施状況についての報告（資料 P4～）

資料に基づき説明

##### ○事務局より子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」における実施状況についての報告（資料 P8～）

資料に基づき説明

##### ○松田委員より市立医療型児童発達支援センター「いちょう」における療育等の状況についての報告（P11～）

資料に基づき説明

資料の訂正

P11 2. 外来児の療育（2）保育外来①人数と回数の個別又はグループ保育実施回数  
誤 853回 ⇒ 正 852回

##### ○白石委員より八尾しょうとく園の状況についての報告（P14～）

資料に基づき説明

##### ○前田委員より私立保育園障がい児保育の実施状況についての報告（P15～）

資料に基づき説明

##### ○岡部委員より市立保育所障がい児保育の実施状況についての報告（P17～）

資料に基づき説明

##### ○當座委員より障がい児の保育所（園）の入所状況についての報告（P19～）

資料に基づき説明

## ○山下委員より教育サポートセンターにおける相談の状況についての報告（P20～）

資料に基づき説明

### ○質疑・応答

#### **3歳6ヶ月児健康診査の受診率について**

3歳6ヶ月児健康診査の受診率が、平成23年度87.0%から平成24年度は91.2%と4.2%と大きく上がったのはなぜか。

委員：子どもの発達状況を知り、虐待ケースを早期に発見するために、乳幼児健診は受診率を上げる取り組みを進めてきている。子育て支援ネットワークセンターみらいと健康福祉部でフォローアップをしている中で、24年度においては、3歳6ヶ月児健診の受診率が上がったのが現状と考える。案内の方法なども以前より周知徹底を図っていると思われる。

委員：受診者数は2,000人前後と変わらないが、対象者が減ってきているので、結果的に受診率が上がってきているのではないか。

委員：3歳6ヶ月児健診は医師2人で行っていたところを、2年ほど前に3人体制にし、医師だけでなく歯科健診などの相談も含めて、早く効率よく回れるように工夫があった。時間がかかると思い敬遠していた方が行きやすくなっているのではないか。そうした点も影響していると考える。成果が出ている点についてはしっかり示してもらいたい。

委員：健診の受診率は、自治体の顔として重要であり、他市と比べてどうなのか注目される。現実として数の上では未受診者が100人近くいる。やり方を工夫することに留まらず、抜本的な取り組みをする必要がある。

#### **子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」の児童虐待相談件数について**

児童虐待相談が平成23年度は346件あったが、平成24年度301件と大きく減っているのはなぜか。

委員：みらいと東大阪子ども家庭センターを合わせた通告件数では、ここ5年間残念ながら増加傾向にある。相談件数については、現場で減っているという感覚はない。八尾においても児童虐待の問題は安心できる状況にはない。早期発見に取り組んでいるが、最近の傾向としてネグレクト（育児放棄）のケースが増えてきている。妊婦のときから、不安の

ある方に対して、できるだけ支援をしていく仕組みをつくる必要があると協議している。

### **未受診妊婦の問題について**

今、未受診妊婦の問題が注目されている。八尾でも未受診妊婦は増えているのか。あるいは若年層の妊婦は増えているのか。

委員：全体の比率の中で一定割合がいる。若年妊婦、検査に来ない方を児童虐待の予備軍として特定妊婦とし、平成25年度から、みらいにおいて子育てパートナーという養育支援を強化している。

### **児童の発達に起因する虐待について**

児童虐待相談301件のうち、児童の発達に起因する虐待は何件ぐらいか。

委員：言葉の遅れなどから、親の子育ての苛立ちにつながり、手をあげてしまうというケースが毎年数件は見られる。保育所からの通報も必ず毎年出てきている。虐待の初期段階として、例年、全体のうちの数%はある。

委員：虐待が発達障がいに起因するかは不明であるが、ある市町村で子どもの発達相談に関わる中で、今の子どもは言葉の遅れと社会経験が少ないことが注目される。児童虐待相談が平成24年度は平成23年度より1割近く減っているが、実数として300件もある。児童の発達の問題があって、親の子育てが困難になり、虐待に走ってしまうこともありうる。例えば、自閉症等相談21件のうちから、家の中で虐待になってしまうということが一例でもありえないか。

委員：児童虐待を防止するためにはどこに力を入れたらいいか。特に障がいという課題に絞ったら、どういう障がいに一番虐待とのつながりが見られるのか。軽い障がいの方が児童虐待になりやすいという印象がある。

委員：親が子どもの発達の遅れを認めていないケースがよくあり、親自身の不安が虐待として表に出ることがあると一般的に言われている。

委員：児童虐待の問題は、今どこでも取り組まなければならない深刻な状況にある。事例や相談について細かい記録を残し、行政、専門家ともに敏感に対応しているはずである。一般的な傾向をつかむ必要はあるが、とりわけ深刻な社会問題となっているような問題については、特に八尾市の報告の場において踏み込んだ分析が必要である。障がいが原因で

児童虐待が起きている可能性が指摘されている。八尾市の中で、実際どこまであるのか把握することは非常に重要である。

### **いちょう学園における小児神経科医師の診察回数について**

小児神経科医師の診察が平成23年度は週3回が平成24年度は週4回となっているが、そういう必要があったのか。

委員：平成23年度までは管理医師を市立病院にお願いしており、来てもらえる回数が限られていたが、平成24年度からは医師にいちょう学園診療所の管理医師に就任していただいた結果、回数が増えている。

### **いちょう学園における保育外来の「個別又はグループ保育実施回数」について**

外来児の療育の保育外来において、個別又はグループ保育実施回数が平成23年度は443回だが、平成24年度は852回と倍になっているのはなぜか。

委員：平成24年度から医療型児童発達支援センターとなり、今まで以上にフォローできる子どもをさらにフォローしていこうという体制で望んだ。その結果、外来の子どもが倍増している。今まででは健診の結果からの紹介が主であったが、今は保健センター及び他の医療機関から、直接いちょう学園診療所に対して子どもを見てほしいという紹介が増えてきている。他の診療所・病院からいちょうを紹介いただき、入園の前段階として外来の保育で子どもの様子を一度見てほしいというニーズが高まっている。その結果かは不明であるが、入園する子どもが減っている。

元々、いちょうは通園施設であるため、訓練が必要な子どもを主に預かっていたが、最近の傾向としては、発達が遅れているから見てほしいと外来保育が増え、入園の訓練の子どもが減っている。ただ、通園ではなく、全くの外来での訓練が医師の常駐により充実してきているため、外来の訓練件数は増えてきている。

### **いちょう学園における卒退園児進路状況について**

在宅で転居を含めて4名いるが、在宅の場合は家にひきこもっている場合がある。この在宅の4名は大丈夫か。

委員：転居した子どもは全く住所が変わってしまって、新しいところで施設に行かれている。在宅の3名は、発達の状態が心配なため、いちょうに通い出された子どもであるが、いちょうでは訓練の必要のない子どもだったため、走り回ったり、その子一人だけで遊ぶという状況になってしまった。元々保護者は保育所を希望されており、一時保育などを利

用したいと退園に至った。

### **障がい児巡回指導の課題について**

公立保育所で3回、民間保育所で5回、計45人の巡回指導を行った。この中で約85%が男の子であり、女の子は非常に少ない。病気としては、単純な知的発達の遅れというものが多く、約41%であった。明らかに正常ではないケースは1人か2人であり、厳しく見ているということではない。相談年齢は3・4・5歳児であり、0・1歳児では発達判断はしにくい。

委員：巡回指導では、2時間の中で、8人程度の子どもを1時間以内でみて、その後、保護者と面談を行い、担任の保育士ともゆっくり話せない中途半端な状態になっている。目の前の子どもについて、突然判断を求められ、答えられないことある。保護者と分けて、保育だけなど、どちらかに絞るということとはできないか。

委員：実際に保育士も消化不良である。加配ではない子に振り回されているが、親は何も思っておらず、保育士だけがチェックしている状態である。巡回指導は聞きたいことが聞けず、時間が来て終わっているが、現場の職員としては、来ていただいて、短時間でもアドバイスをいただきたい。保護者は保護者で専門の先生の話が聞きたい。2時間では、先生にも現場にもハードである。先生3人で各保育園を一年に一回担当するのは大変であるが、現場の困っている状況を専門の先生に聞いてほしいと思う。どこかで連携していきたい。

保育士と園児の関係において、今後のアドバイスをいただく。もしくは、保護者の悩みに、専門の先生の一言をいただく。どちらかに集中してもいいのではないか。

委員：意義のある事業であり、さらに充実した方向にする必要がある。

### **しょうとく園の連携について**

しょうとく園では、知的障がい児や自閉症の保育を行っているが、保育所等訪問支援事業での連携はないのか。

委員：保育所等訪問支援は平成24年4月1日法改正の際、3年間の猶予があり、いちよう学園は、平成25年4月1日に認可を得て事業を始める体制にした。しょうとく園については、現在、平成26年度以降の指定管理の募集を行っており、保育所等訪問支援事業を平成26年度から自主事業として、新しい受託法人から提案をいただいて進めていくことを障がい福祉課で検討している。少なくとも平成27年度には実施していかなければならないことが決まっている。現法人のしょうとく園には、平成25年度できれば何か実施

できるよう市としての指導をしている。

委員：教育サポートセンターは、しょうとく園から学校に行ったときのフォローをどうすればいいのかという相談を聞いている。今後、教育サポートセンターと医療や福祉分野等との連携を充実させていく必要がある点で、特にいちょうやしょうとく園の相談支援、巡回など顔を合わせながら話をしていく必要がある。しかし、似たようなことをそれぞれで実施している場合もあり、その点での課題意識はある。

委員：八尾市の母子の発達支援フォロー体制では、様々な連携が4ヶ月児健診から示されているが、場合によっては、教育サポートセンターから就学前の保育所、幼稚園へ出向いての観察もしているため、少なくとも学齢の小学校、中学校までの経過がわかるような図を作っていたきたい。

### **市立保育所障がい児保育実践状況「個別支援計画書」について**

市立保育所障がい児保育の実践で「個別支援計画書」に基づいて保育をしていることについて、素晴らしいと思う。小学校、中学校はそれぞれ個別の教育指導を作成するが、就学前の療育、保育の支援計画など、親の願いや長期計画を引き継ぐ場がこれまでもあまりない。今後はこうした点も引き継がればよい。

委員：プライバシーに配慮しながら、一人ひとりの個別状況を丁寧に読み取り、考慮しなければならない。さらに、子どもの具体的な姿や周りの人たちの連携したサポートを考えていかないといけない。一人ひとりの子どもについて、計画書が作られて実践に生かされ、また記録に残されていくことが重要である。

委員：いちょうと公立保育所との交流はよくあるが、民間保育園で、しっかり座れないなど肢体的に配慮がある場合、入所時に園長は子どもについて説明を受けるが、いちょうの先生に見てほしい場合には、どこに相談したらいいのか。

委員：いちょうについては、2年前に法制度が変わり、保育所支援として相談業務が新たに付加されて、まだいちょうの仕組みができておらず、障がい福祉課がルール作りを進めている。今の私立保育園数は非常に多く、支援が必要となる子どもの数も増えてきている。全ての相談をいちょうで実施することは難しく、巡回指導との業務分担なども検討していかなければならない。

委員：今後、制度としてしっかり整備する必要がある一方、現場では現に困っている保護者から、訓練所に直接相談が入ってくる。平成24年度から相談があれば受けていく体制

づくりをしている。ただ正式な部分ではないため、相談体制としてまだ周知できる状況に  
なく、個別に相談があれば対応していく。

### **協議会から審議会への移行について**

これまでの障害児保育協議会から審議会になり、何が一番大きく変わるのか。

委員：従来からの協議会は、実態的には外部からの意見を聞く場として市の施策に反映さ  
せていくという附属機関と変わらぬ役割をしていた。今回、審議会になることにより内容  
が大きく変わるものではないと考える。しかし、これまで条例の位置づけがない状態であ  
ったため、今回、明確に条例での位置づけを行った。

今年度は予算の関係もあり、また、来年度については平成27年4月に子ども子育て3  
法の実施が予定されている中で、国において支援のいる子どもをどうやって新しい法体系  
の中でフォローしていくかの議論がまだこれからであり、今年度の諮問については見送ら  
せていただいた。来年度、国の制度検討が進む中で、諮問させていただき、平成26年度  
は複数回開催を予定し、今後の八尾市の障がい児保育の進め方について議論いただきたい。

また、前回の協議会から提案のあった、八尾市の障がい児保育は来年で40年を迎えて、  
今後進めるにあたって、これまでの総括が必要になると考える。

委員：協議会が審議会となり、審議会としての役割を果たし、また、施策に活かされて、  
子どもたちの幸せにつながっていけばいい。国の議論が遅れているが、八尾市は国が決ま  
ってから動くのではなく、ぜひ八尾市の実績も踏まえて、先進的な一歩踏み込んだ取り組  
みを委員も参加してやっていければいい。

委員：当審議会では、5歳児までしか扱えず、その後のフォローアップができないことが  
欠点である。

委員：障がい児保育であるが、保育を中心にしながら保育、教育あるいは福祉という大き  
な視点からの議論も必要になってくる。それによって、当審議会で行ってきたことがどう  
つながっていったのか、さらにどう取り組まれる必要があったのかも明らかになる。審議  
会になったことを契機に議論することも重要であり、できれば行政はそれを実質化するよ  
うなシステムを考えてほしい。